

里親が行う養育に関する最低基準

○健康管理等（第8条）

- ①里親は、常に委託児童の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。
- ②委託児童への食事の提供は、栄養の改善及び健康の増進を図るとともに、その日常生活における食事についての正しい理解と望ましい習慣を養うことを目的として行わなければならない。

◇適切な家庭環境で養育されてこなかった子ども達にとって、規則正しい食事や睡眠などの習慣を養うのは重要なこと。

